

県総合表彰受賞者

地道な活動で地域に貢献し、受賞されたお2人を紹介します。

- 【消防防災】 須田恭弘さん / 沼田市消防団長
- 【文化】 坂東富三輔さん / 日本舞踊協会支部副支部長

みんな描く沼田市の未来
モザイクアートモチーフを募集

問い合わせ 沼田市市町村合併10周年記念事業実行委員会

事務局(企画課企画係) ☎内線3222

市では、沼田市・白沢村・利根村の合併から10周年を迎えたことを記念し、市民をはじめ、沼田市に思い入れのある人から募集した写真を組み合わせ、モザイクアートを作成します。

※本市所有の著作権や商標権の使用は可能です

応募資格 個人応募に限る(1人2点まで)

応募方法 作品はおおむね縦3×横4のサイズとし、タイトル、氏名(ふりがな)、中学生以下は保護者名、ペンネーム(希望者)、年齢(学生は学校名と学年)、住所、電話番号、メールアドレス(利用者のみ)、作品に込めた思いや趣旨を200文字以内で記入したもの(様式自由、メールの場合本文に記載可)を添付し、郵送(〒378-8501 沼田市西倉内町780番地合併10周年実行委員会事務局)へ

大事な投票忘れずに!

7月5日(日)は県知事選挙の投票日

投票時間と投票所

投票時間 午前7時〜午後7時
※平川集落センターと根利集会所は午後6時まで

投票所 市内35カ所

投票できる人 日本国籍を有し、次の要件を全て満たす人。

▼平成7年7月6日以前に生まれた人

▼今年3月17日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人

▼選挙人名簿登録されている人

■住所を移した人

○市内で住所を移した人

今年6月5日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

○県内から転入した人

県内の他市町村から3月18日以降に転入した人は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。

投票には、引き続き住所を有する証明書、または住民票の写しが必要です。

○県内へ転出した人

本市の選挙人名簿に登録され

選挙管理委員会 ☎内線3217

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。入場券を持参して、近くの期日前投票所にお越しください。

市役所市民ホール 6月19日(金)から7月4日(土)までの午前8時30分〜午後8時

白沢・利根支所ロビー 6月29日(月)から7月4日(土)までの午前8時30分〜午後8時

入場券が届かないときや紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

■不在者投票

○他市町村に滞在している人
投票する資格があつて他の市町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

○指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した施設(沼田病院、利根中央病院、内田病院、沼田脳神経外科循環器科病院、大誠苑、恵寿の園、介護老人保健施設とね、愛宕老人ホーム、花の苑、ゆうハイムくやはら、沼田警察署)に入院・入所している人は、要件を満たせば各施設内で不在者投票ができます。

■選挙公報

候補者の氏名や経歴、政見などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで各世帯に配布する予定です。新聞を未購読の人は、各町区長宅や下川田町・南郷地区委員宅のほか、市役所や白沢・利根支所、沼田郵便局、沼田駅などに設置の選挙公報をご覧ください。

希望者には郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。

できない人は、申し出により投票所の係員が代わって記載し投票できます。また、目の不自由な人は、点字で投票できます。

開票は、投票日の午後8時から沼田小学校屋内運動場で行います。

開票状況と開票結果は市ホームページに掲載します。

■インターネット等を利用した選挙運動

有権者はウェブサイト(ホームページ)やブログ、ツイッター、フェイスブック、動画共有サービス、動画中継サイトなどを利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

○候補者や政党など

候補者や政党などは、ウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動ができます。

その他

ウェブサイトなどには、電子メールアドレスを表示することが義務付けられています。また、選挙運動は告示日から投票日の前日までしか行えず、未成年者は選挙運動ができません。

■代理投票と点字投票

体が不自由で字を書くことが

モザイクアートとは、小さな画像の集いで大きな絵を作り上げる装飾美術の手法です

ZOOM UP!

作品の取り扱い

▼著作権者著作権法第27条および第28条に規定する権利を含むは主催者に移転します

▼作品の一部修正や変更を主催者に認めることとします

▼主催者が採用作品の商標や意匠の出願・登録することを認めることとします

④不採用作品の取り扱い

▼作品は返却しません

▼著作権は応募者に帰属します

⑤注意事項

▼応募に係る費用は、応募者の負担とします

▼応募者は、事業の紹介や記録

のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします

▼各賞受賞者の賞金などにかかる税金については、最寄りの税務署に相談してください

▼ご提供いただいた個人情報、入選作品の発表と賞品発送のみ使用します

選考方法 沼田市長、沼田市市町村合併10周年記念事業実行委員会、市内中学生代表者によるモチーフ選考委員により、最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作5点を選考

表彰・賞金

最優秀賞 1点：賞金20万円

※受賞者が高校生以下の場合には5万円分の図書カード

優秀賞 2点：賞金5万円

※受賞者が高校生以下の場合には3万円分の図書カード

佳作 5点：賞金1万円

※受賞者が高校生以下の場合には1万円分の図書カード

モザイクアートの掲示 完成したモザイクアートは、市役所本庁舎などに掲示予定です

写真の募集 モチーフ選定後、7月から写真を募集します。詳細は、市ホームページや広報紙までお知らせします

障害名	障害の程度			障害名	障害の程度			要介護状態区分
	1級	2級	3級		特別項症	第1項症	第2項症	
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	両下肢、体幹の障害	○	○	○	要介護5
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	
肝臓、免疫の障害	○	○	○					

■郵便等による不在者投票

体が不自由で投票所に行けない人のうち、自ら投票の記載ができる人は郵便等による不在者投票ができます。対象者は右表のとおりです。

※7月1日(水)までに選挙管理委員会に投票用紙などを請求する必要があります

■郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票ができる人で、かつ自ら投票の記載ができないと定められた人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人による代理記載をすることができます。対象者は右表のとおりです。

障害名	障害の程度	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
両下肢、視覚の障害	1級	○	○	○